

川崎市こども未来局社会福祉法人指導監査実施要綱

平成29年4月27日
29川こ監第85号
【こども未来局長専決】

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市こども未来局所管の社会福祉法人（以下「法人」という。）を対象に実施する指導監査について必要な事項を定める。

(実施方針等)

第2条 指導監査は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定に基づき、法人の業務又は財産の状況について調査又は検査を実施し、必要な助言、指導を行うことにより、適正な運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的として実施する。

2 指導監査は、法人に関する国の通知、これまでの指導監査結果等を勘案して重点的かつ効率的に実施する。

3 こども未来局長は、指導監査を適切に実施するため、次に掲げる事項を定める。

(1) 指導監査における重点事項

(2) 年間指導監査実施計画

(実施対象)

第3条 この要綱による指導監査の対象は、別表第1に掲げる法人とする。

(実施体制)

第4条 指導監査は、こども未来局総務部監査担当の2名以上の職員により監査班を編成して実施することとし、班長は、原則として係長級以上の職員をもって充てるものとする。

2 指導監査は、必要に応じて法人の運営する児童福祉施設、家庭的保育事業等、幼保連携型認定こども園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）における措置事務等の実施機関の所管課等の職員の協力を得て実施する。

(指導監査の種類)

第5条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査に区分する。

(一般指導監査の対象及び時期)

第6条 一般指導監査は、第2条第3項第2号に規定する年間指導監査実施計画に基づき、法人本部の運営について関係法令等に照らし、特に大きな問題が認められない場合で、かつ、当該法人が運営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められない場合は、法人の一般指導監査を別表第2の周期により、実地において行うことができる。

2 一般指導監査を行わない年にあつては、自主点検票による自主点検を促すことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、現況報告書の確認、一般指導監査の結果等で問題発生のおそれがあると認められる場合、又は法人の運営等に問題が生じた場合は、年間指導監査実施計画に関わらず一般指導監査を随時実施することができる。

4 苦情や通報があつた場合については、内容の把握や確認を行った上で、必要に応じて一般指導監査を随時実施することができる。

(一般指導監査の項目及び基準)

第7条 一般指導監査は、別表第3に掲げる項目について実施する。

2 一般指導監査における公平性を確保するため、こども未来局長は、監査の観点、評価事項、評価区分等を内容とする指導監査基準を別に定める。

(一般指導監査の方法)

第8条 市は、一般指導監査の実施に当たっては、事前に日時、場所、指導監査担当者等を法人代表者に文書で通知する。

2 市は、一般指導監査を効率的に実施するため、法人に対し事前に資料の提出を求めることができる。

3 指導監査担当者は、一般指導監査を実地において行った場合は、実施場所等において、法人代表者に対しその指導監査結果の講評を行う。

4 問題の原因やこれまでの指摘事項の改善状況の調査・確認について、時間を要する場合には、一般指導監査を継続的に行うことができる。

5 一般指導監査において指摘した事項に対して、改善報告があつた場合においても、その経過について継続的に報告を求める等により確認を行うことができ

る。

(特別指導監査)

第9条 特別指導監査は、以下のいずれかに該当する場合に実施するものとする。

- (1) 度重なる一般指導監査によっても、改善の措置が認められないとき。
- (2) 運営等に重大な問題や不祥事の発生が確認されたとき。
- (3) 正当な理由がなく一般監査を拒否したとき。

2 特別指導監査は、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、改善の措置が認められるまで継続的に行うことができる。

3 特別指導監査は、一般指導監査に準じて実施の通知を行うものとする。ただし、あらかじめ通知すると法人または施設等の日常における運営状況を確認することができないと認められる場合は、事前の通知なく実施できるものとし、実施方法等については、指導監督内容等に応じて策定するものとする。

(指導監査結果の通知等)

第10条 市は、次の各号に掲げる区分に応じ、法人代表者に文書で通知する。

- (1) 法令若しくは通知(以下「法令等」という。)に対する違反(第2号に定める場合を除く。)がある場合又は前年度の口頭指示事項に対して改善の取組がなされていない場合は、当該事項を文書指示事項とし、期限を定めて改善報告書の提出を求める。
- (2) 法令等に対する違反であって軽微なものである場合は、当該事項を口頭指示事項として文書により通知し、法人の自主的な是正又は改善を指導する。この場合において、改善報告書の提出は不要とする。

2 こども未来局長は、当該年度の監査結果について指導監査実施結果報告書を作成するものとし、その概要を本市のホームページに掲載する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

(川崎市こども未来局社会福祉法人等指導監査実施要綱の廃止)

2 川崎市こども未来局社会福祉法人等指導監査実施要綱（平成23年4月1日
23川市こ企第16号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月19日から施行する。

別表第1（第3条関係） 対象法人

	対象法人
1	社会福祉法人石渡ノ東新家会
2	社会福祉法人神奈川民間保育園協会
3	社会福祉法人青丘社
4	社会福祉法人ふたば愛児会
5	社会福祉法人無患子の木
6	社会福祉法人川崎立正福祉会
7	社会福祉法人新日本学園
8	社会福祉法人多摩福祉会
9	社会福祉法人長寿福祉会
10	社会福祉法人リラ福祉会
11	社会福祉法人尚栄福祉会
12	社会福祉法人虹の会
13	社会福祉法人川崎愛児園
14	社会福祉法人星槎
15	社会福祉法人稲田福祉会
16	社会福祉法人宿河原会
17	社会福祉法人大慈会
18	社会福祉法人共遊の会
19	社会福祉法人すぎのこ福祉会

別表第2（第6条第1項関係）一般指導監査の周期

適用要件	監査周期
<p>法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。</p> <p>法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。</p>	<p>3箇年に1回を原則とする。</p>
<p>会計監査人の監査や専門家の活用を図った場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断されるとき。</p>	<p>活用状況に応じて以下の取扱いを適用とする。</p>
<p>会計監査人を設置している法人において、会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載された場合</p>	<p>5箇年に1回まで延長可能とする。</p>
<p>会計監査人を設置していない法人において、会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載された場合</p>	<p>5箇年に1回まで延長可能とする。</p>
<p>公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として、独立監査人の監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書等の「指導監査ガイドライン」の「組織運営」に掲げる</p>	<p>4箇年に1回まで延長可能とする。</p>

	項目及び監査事項について確認ができる資料が提出された場合。	
	<p>苦情解決への取組が適切に行われ、次のいずれかの場合に該当する場合にあり、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると本市が判断するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること ・ISO9001の認証取得施設を有していること ・地域社会に開かれた事業運営が行われていること ・地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること 	4箇年に1回まで延長可能とする。
	新たに設立・合併した法人	法人設立等の次年度に実施
	その他の法人（法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合など）	継続的な実施

別表第3（第7条関係） 一般指導監査項目

対 象	項 目
社会福祉法人	(1) 定款及び諸規程 (2) 理事長、理事、評議員 (3) 監事及び監事監査 (4) 理事会及び評議員会 (5) 社会福祉事業、公益事業、収益事業 (6) 人事管理 (7) 資産管理 (8) 会計管理 (9) 予算の編成・執行 (10) 決算 (11) その他